

平成21年10月1日から

出産費・家族出産費が42万円に！

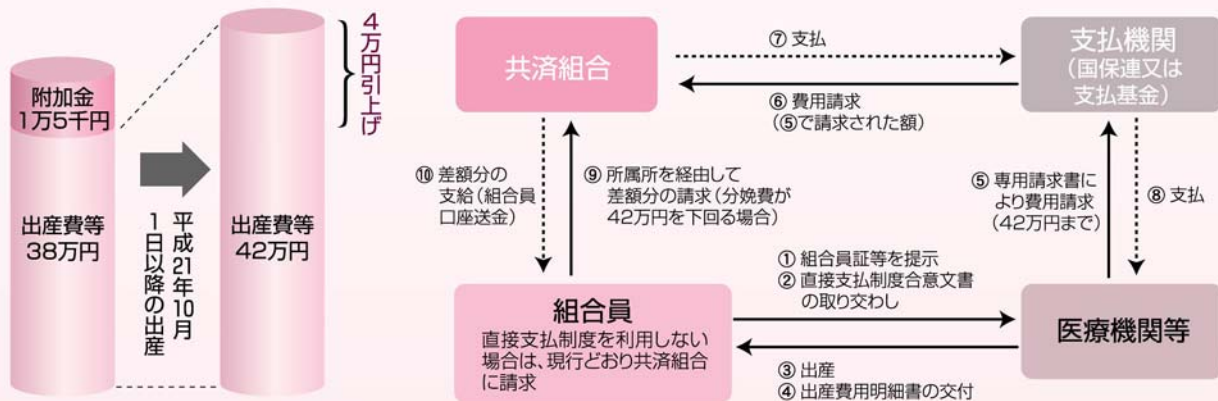
◎出産費・家族出産費の改正

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に係る出産について、出産費・家族出産費(以下「出産費等」という。)の支給額が4万円引き上げられ、42万円(産科医療補償制度に加入していない病院などで分娩した場合等は39万円)になりました。この引上げに併せて、当該期間中の出産に係る出産費附加金・家族出産費附加金は、支給しないこととなりました。

また、組合員等の経済的負担の軽減を図るため、「出産費等の医療機関等への直接支払制度」が創設され、従来の出産費等の受取代理については、廃止されました。

ただし、当該直接支払制度の実施を今年度末まで延期する医療機関等がありますので、同制度が活用できるか医療機関等にご確認ください。

なお、事前に出産費用を必要とする場合、本組合が実施する出産貸付(無利子)をご利用ください。



※産科医療補償制度対象外の分娩の場合
38万円は35万円、42万円は39万円となる。

※産科医療補償制度対象外の分娩の場合、42万円は39万円となる。